

## 宇都宮市道路工事施行承認審査基準

この審査基準は、「道路法第24条に規定する施行承認に係る要綱」及び「宇都宮市法定外公共物管理条例第4条に規定する施行許可に係る要綱」に係る一般的な審査基準を定めたものとする

### 1 車両出入口の構造について

- (1) 車両出入口の構造は、表1「乗入口標準舗装厚表」を標準とする。ただし、大型自動車の乗り入れが頻繁に行われるなど土地利用計画に応じて、道路管理者と舗装構成について協議すること。また、別途道路管理者から舗装構成の指定があった場合にも、その指示とおりに施工すること。
- (2) 車両出入口は、原則車道方向に対して直角とする。
- (3) 車両出入口に側溝がある場合は、自動車荷重に耐え得るように車道用側溝へ入替えや既設側溝の補強を行うものとする。
- (4) 車両出入口の新設に伴い、既存の乗入れ口が不要となる場合は、車両の誤進入を防ぐため、切上げ復旧を実施することとする。

### 2 施工に関する条件

#### (1) 歩道の構造について

ア 平坦部の幅員は、原則1m以上とすること。

※ 周辺の状況に応じて道路管理者と平坦部幅員を協議し、決定すること。

イ 平坦部の横断勾配は1%以下とすること。道路管理者と協議の上、やむを得ない場合と認められるものは、2%以下とすること。

ウ すり付け部の横断勾配について、普通縁石使用の場合は10%以下とすること。

エ すり付け部の横断勾配について、特殊縁石使用の場合は15%以下とすること。

オ 大型自動車の乗入れがある場合は、境界ブロックの基礎構成を大型車両用にすること。

カ 歩車道境界の段差は、5cmを標準とすること。

キ 車道部の掘削を伴う場合は、舗装範囲や復旧構成について道路管理者と協議し、図面に明記すること。

ク 路面の排水勾配は、規定の横断勾配を確保し、排水不良の原因となる局所的な舗装のすり付けは行わないこと。

ケ 上記内容により難しい場合は、道路管理者と協議すること。

## (2) 側溝の構造について

- ア 車道横断用側溝(T-25)へ入替え<sup>\*</sup>又は側溝補強(既設側溝両側10cmコンクリート打設)+側溝蓋を車両横断用へ交換すること(蓋の厚みは13cm以上とすること。)
  - ※ 入替え製品は函渠型側溝を標準とすること。
- イ 既設側溝との接続部分(上下流部)はモルタルで滑らかにすり付けを行い、雨水排水の流れを阻害しないこと(敷調整コンクリートの施工)。
- ウ 入替え側溝は、原則として既存側溝の流心に併せて設置すること。ただし、困難な場合は、この限りではない。
- エ 官民境界との隙間は無収縮モルタル等で充填すること。
- オ 側溝の天端は周辺側溝の天端高に併せて設置し、段差が生じないように施工すること。段差が生じる場合の施工方法には、道路管理者と協議し、図面に明示すること。
- カ 車両出入口に水抜き穴や集水柵、グレーチング蓋がある場合は、車両通行に影響がない箇所へ移設すること。ただし、がたつきや跳ね上がりに対する対策がされた製品の場合はこの限りではない。
- キ 上記内容により難しい場合は、道路管理者と協議すること。

## 3 その他

- (1) 複数の道路に接している場合は、それぞれの道路に対して基準を遵守すること。
- (2) 本基準は標準的な基準や施工条件について定めたものであり、本基準以外の工事内容については、道路構造令のほか、道路管理者が当該工事を行う場合の技術基準等によること。
- (3) 道路附属物等の施工に当たっては、「宇都宮市景観計画」や「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」にのっとりた色彩や素材等とすること。
- (4) 宇都宮市が発注する土木工事についても、本審査基準を準拠すること。
- (5) 申請に当たっては、巻末参考図「簡易申請様式集1~5」を参考とすること。
- (6) 申請内容に不足項目がないか巻末参考図「チェックリスト」で内容の確認をすること。

## 附 則 (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から適用する。

表1 乗入口標準舗装厚表

1 アスファルト舗装の場合

舗装構成		乗入れ幅	適用
アスファルト厚	路盤厚		
5 cm	25 cm	$W \leq 4.2 \text{ m}$	表層：密粒度アスコン20-(50) 基層：粗粒度アスコン20-(50) 路盤：切込碎石(0~40)
10 (5+5) cm	25 cm	$4.2 \text{ m} < W \leq 7 \text{ m}$	
15 (5+10) cm	30 cm	$7 \text{ m} < W$	

【留意点】

- ・ 路盤材料の設計密度は車道並とすること。
- ・ 舗装材料は、原則再生材を使用すること。
- ・ 透水性舗装の場合

舗装構成			乗入れ幅	適用
アスファルト厚	路盤厚	フィルター層		
5 cm	35 cm	15 cm	$W \leq 4.2 \text{ m}$	表層：開粒度アスコン 路盤：切込碎石(0~40) フィルター層：再生砂

【留意点】

- ・ 路盤材料の設計密度は車道並とすること。また、舗装材料はC-40を使#用することとし、施工時プライムコートは雨水浸透を阻害するため、使用し#ないこと。#
- ・ 普通貨物自動車等(6.5 t以下)以上の車両の出入りがある場合には透水性舗装は使用せず、アスファルト舗装の仕様とすること。

3 組み合わせブロック(インターロッキングブロック)舗装の場合

舗装構成			乗入れ幅	適用
ブロック厚	敷砂厚	路盤厚		
8 cm	3 cm	15 cm	$W \leq 4.2 \text{ m}$	路盤：切込碎石(0~40)
8 cm	3 cm	15 cm	$4.2 \text{ m} < W \leq 7 \text{ m}$	
8 cm	3 cm	32 cm	$7 \text{ m} < W$	

【留意点】

- ・ 路盤材料の設計密度は車道並とすること。
- ・ 舗装材料は、原則再生材を使用すること。
- ・ インターロッキングブロック舗装に用いるブロックは、目地キープ(突起)を設けたブロックを標準とすること。
- ・ 大型自動車の乗入れが頻繁に行われるなどの条件がある場合は、インターロッキングブロック舗装の可否も含めて道路管理者と協議すること。

## 巻末参考図

### 簡易申請様式集

1. 図面様式1「歩道：マウントアップ形式 新設 側溝なし」
2. 図面様式2「歩道：マウントアップ形式 新設 側溝あり」
3. 図面様式3「歩道：セミフラット形式 新設」
4. 図面様式4「歩道：フラット形式 新設 側溝なし」
5. 図面様式5「歩道：フラット形式 新設 側溝あり」
6. チェックリスト

### 参考図

1. 車両出入口の設置箇所の考え
2. 店舗における車両出入口の設置箇所の考え

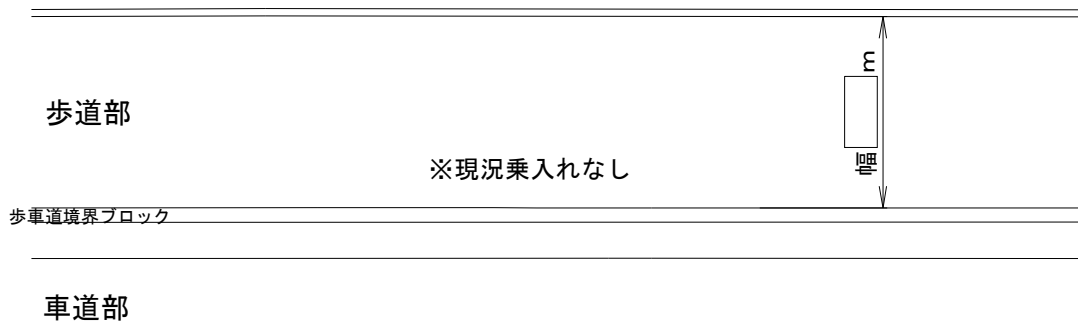
# 図面様式 1

# 歩道：マウントアップ形式 新設 側溝なし

本様式は、申請の際に御利用いただける簡易様式です。（様式を指定するものではありませんので、自作図面での申請可能）  
また、申請内容によっては本様式では不足する部分もありますので、事前に道路管理課へ御相談ください。

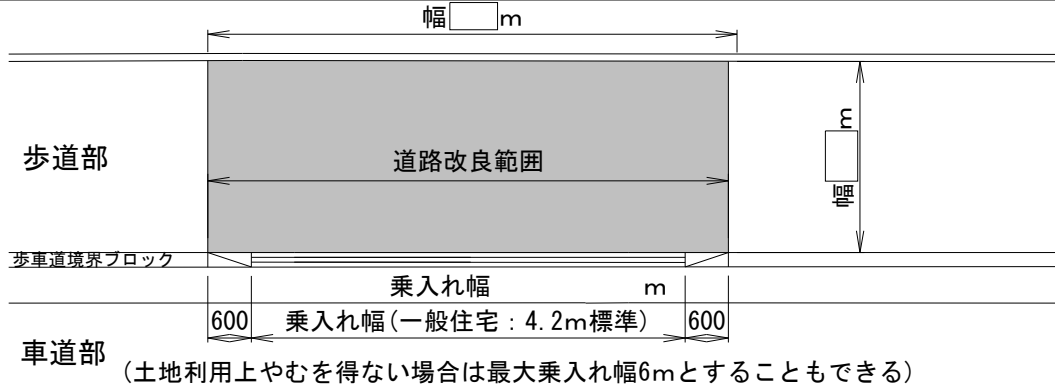
## 現況平面図 歩道：マウントアップ形式

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



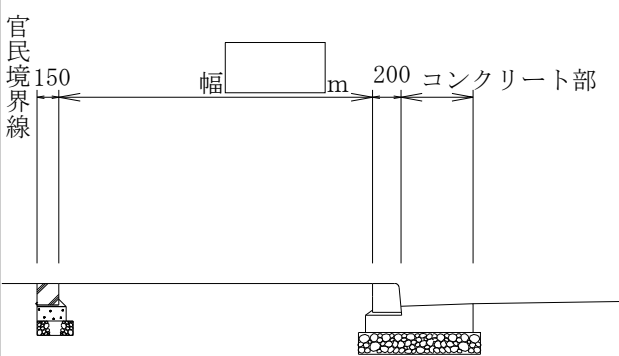
## 計画平面図 歩道：マウントアップ形式

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。

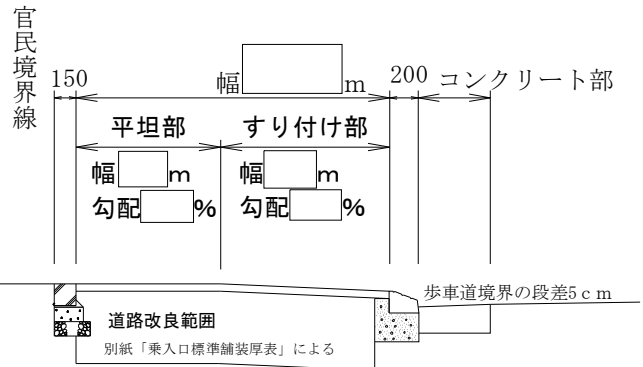


## 現況断面図

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



## 計画断面図



## 施工条件

下記施工条件を確認し、□にチェックを付けて申請すること。

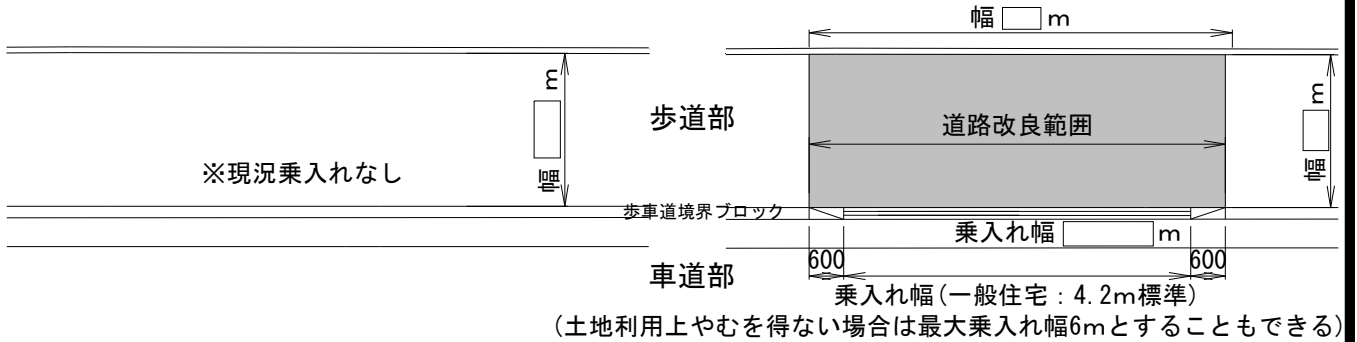
- 下記の内容について遵守し、申請書のとおり施工する。（変更が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議する）
- 計画断面において、平坦部幅員の確保をする。  
(原則1m以上とし、申請箇所周辺の状況に応じて道路管理者と平坦部幅員を協議し、決定する)
- 平坦部の横断勾配は、1%以下とする。（やむを得ない場合は2%以下）
- すり付け部の横断勾配について、普通縁石使用の場合は10%以下とする。
- すり付け部の横断勾配について、特殊縁石使用の場合は15%以下とする。
- 車両出入口の舗装構成は、別紙「乗入口標準舗装厚表」を遵守する。
- 大型自動車の乗入れがある場合は、境界ブロックの基礎構成を大型車両用にする。
- 歩車道境界の段差は、5cmを標準とする。
- 車道部の掘削を伴う場合は、舗装範囲や復旧構成について道路管理者と協議し、図面に明記する。
- 上記内容により難しい場合は、道路管理者と協議する。

# 図面様式 2 歩道：マウントアップ形式 新設 側溝あり

本様式は、申請の際に御利用いただける簡易様式です。(様式を指定するものではありませんので、自作図面での申請可能) また、申請内容によっては本様式では不足する部分もありますので、事前に道路管理課へ御相談ください。

## 現況平面図 / 計画平面図 歩道：マウントアップ形式

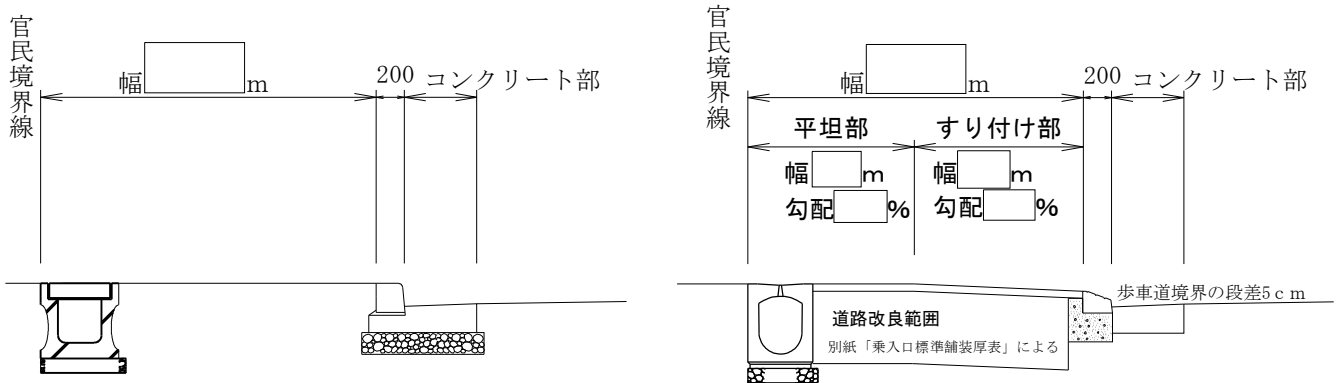
※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



## 現況断面図

## 計画断面図

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。

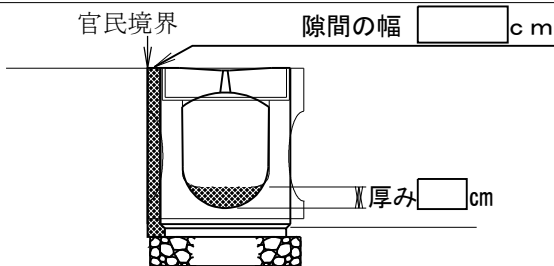


側溝工事内容は、以下内容を現場条件に併せて選定すること。(選定した内容の番号を ○ で囲むこと。)

- 1 車道横断用側溝(T-25)へ入替えをすること。
- 2 側溝補強(既設側溝両側10cmコンクリート打設)+側溝蓋を車両横断用へ交換。(蓋の厚みは13cm以上を原則とする)
- 3 上記により難しい場合は、道路管理者と協議すること。

## 側溝詳細図(重ね図など)

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



施工条件 下記施工条件を確認し、□にチェックをつけて申請すること。

- 下記の内容について遵守し、申請書のとおり施工する。(変更が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議する)
- ・ 既設側溝との接続部分(上下流部)はモルタルで滑らかにすり付けを行う。
- ・ 原則入替え側溝は既存側溝の流心に併せて設置する。
- ・ 官民境界との隙間は、無収縮モルタル等で充填する。
- ・ 側溝の敷高は既存側溝の上下流に併せて施工し、排水の流れを阻害しない。(敷調整コンクリート)
- ・ 側溝の天端は周辺側溝の天端高に併せて設置し、段差が生じないように施工する。
- ・ 上記内容により難しい場合は、道路管理者と協議する。

## 施工条件

下記施工条件を確認し、□にチェックを付けて申請すること。

- 下記の内容について遵守し、申請書のとおり施工する。(変更が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議する)
- ・ 計画断面において、平坦部幅員の確保をする。(原則1m以上とし、申請箇所周辺の状況に応じて道路管理者と平坦部幅員を協議し、決定する)
- ・ 平坦部の横断勾配は、1%以下とする。(やむを得ない場合は2%以下)
- ・ すり付け部の横断勾配について、普通縁石使用の場合は10%以下とする。
- ・ すり付け部の横断勾配について、特殊縁石使用の場合は15%以下とする。
- ・ 車両出入口の舗装構成は、別紙「乗入口標準舗装厚表」を遵守する。
- ・ 大型自動車の乗入れがある場合は、境界ブロックの基礎構成を大型車両用にする。
- ・ 歩車道境界の段差は、5cmを標準とする。
- ・ 車道部の掘削を伴う場合は、舗装範囲や復旧構成について道路管理者と協議し、図面に明記する。
- ・ 上記内容により難しい場合は、道路管理者と協議する。

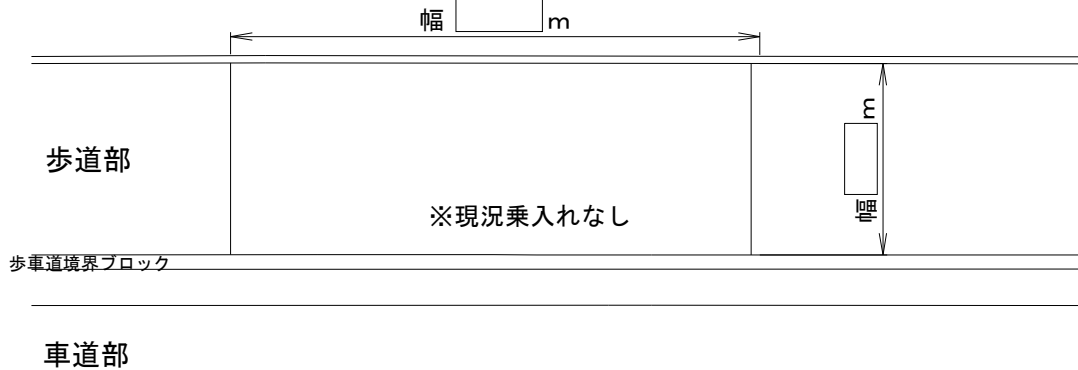
# 図面様式 3

# 歩道：セミフラット形式 新設

本様式は、申請の際に御利用いただける簡易様式です。（様式を指定するものではありませんので、自作図面での申請可能）  
また、申請内容によっては本様式では不足する部分もありますので、事前に道路管理課へ御相談ください。

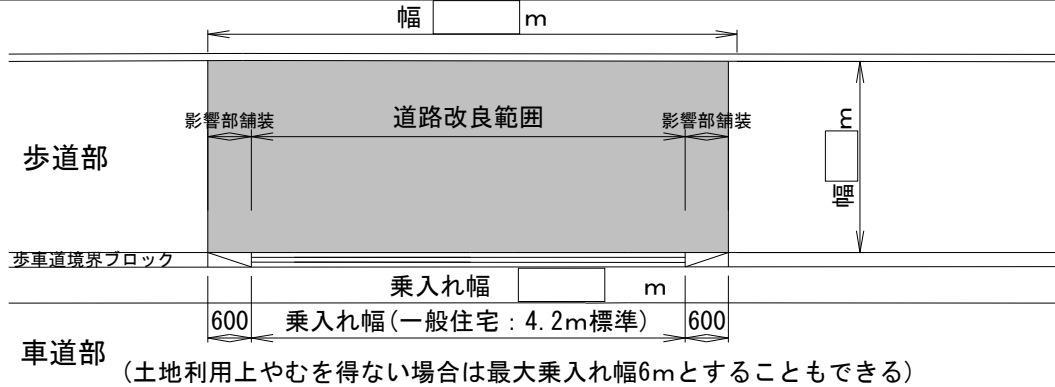
## 現況平面図 歩道：セミフラット形式

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



## 計画平面図 歩道：セミフラット形式

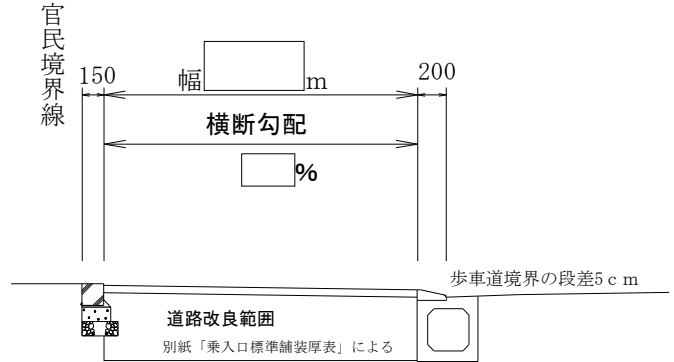
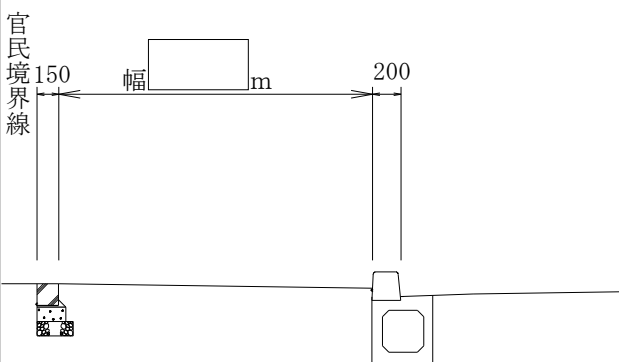
※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



## 現況断面図

## 計画断面図

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



## 施工条件

下記施工条件を確認し、□にチェックを付けて申請すること。

- 下記の内容について遵守し、申請書のとおり施工する。（変更が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議する）
- ・ 横断勾配は、1%（やむを得ない場合は2%）以下とする。
- ・ 車両出入口の舗装構成は、別紙「乗入口標準舗装厚表」を遵守する。
- ・ 大型自動車の乗入れがある場合は、境界ブロックの基礎構成を大型車両用にする。
- ・ 歩車道境界の段差は、5cmを標準とする。
- ・ 車道部の掘削を伴う場合は、舗装範囲や復旧構成について道路管理者と協議し、図面に明記する。
- ・ 上記内容により難しい場合は、道路管理者と協議する。
- ・ 側溝入替えが必要な場合は、「図面様式2 マウントアップ形式 側溝あり」を準拠する。

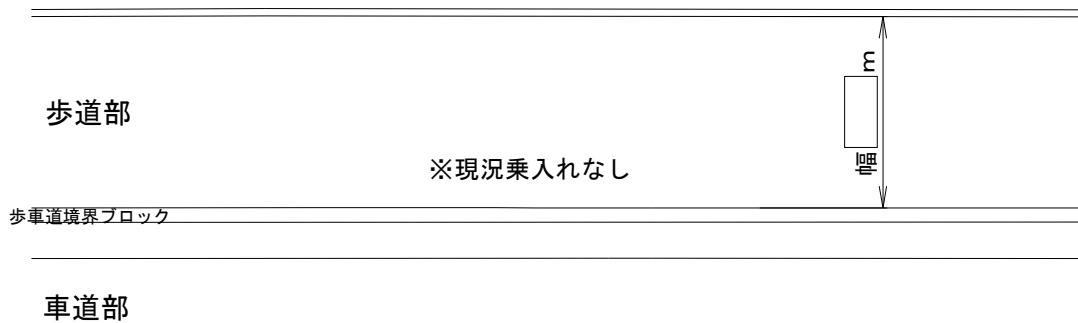
## 図面様式 4

# 歩道：フラット形式 新設 側溝なし

本様式は、申請の際に御利用いただける簡易様式です。（様式を指定するものではありませんので、自作図面での申請可能）  
また、申請内容によっては本様式では不足する部分もありますので、事前に道路管理課へ御相談ください。

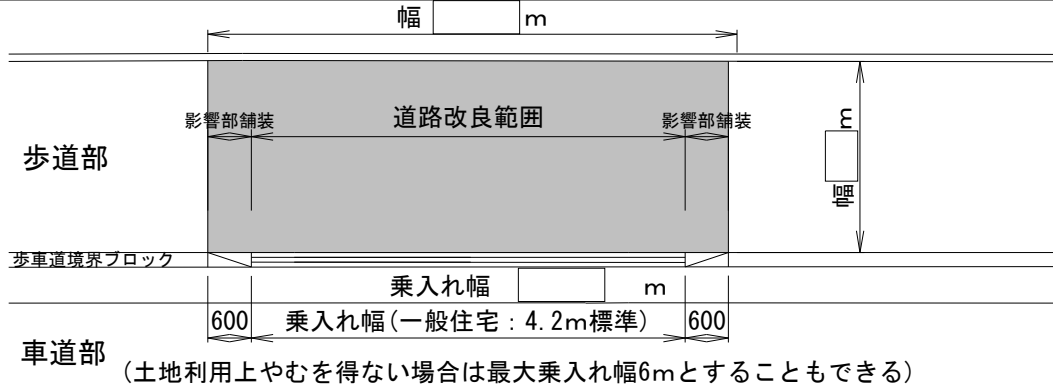
## 現況平面図 歩道：フラット形式

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



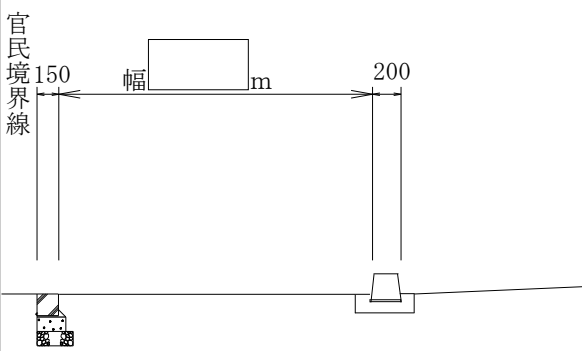
## 計画平面図 歩道：フラット形式

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。

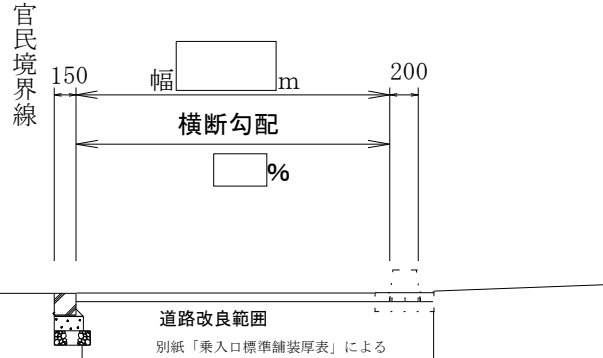


## 現況断面図

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



## 計画断面図



## 施工条件

下記施工条件を確認し、□にチェックを付けて申請すること。

下記の内容について遵守し、申請書のとおり施工する。（変更が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議する）

- ・ 車両出入口の舗装構成は、別紙「乗入口標準舗装厚表」を遵守する。
- ・ 横断勾配は現況合わせとし、雨水排水の路面勾配を確保すること。
- ・ 歩車道境界ブロックは、ブロックごと撤去する。
- ・ 大型自動車の乗入れがある場合は、境界ブロックの基礎構成を大型車両用にする。
- ・ 車道部の掘削を伴う場合は、舗装範囲や復旧構成について道路管理者と協議し、図面に明記する。
- ・ 上記により難しい場合は、道路管理者と協議する。



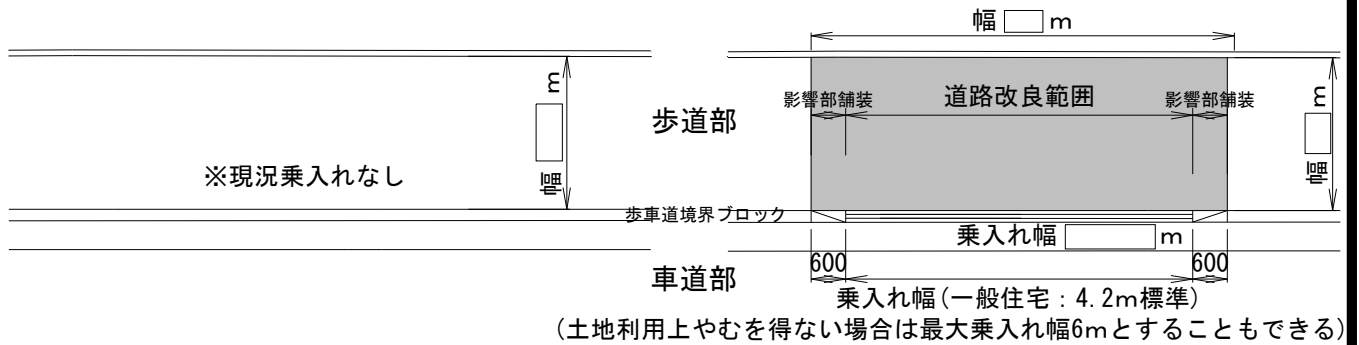
# 図面様式 5

# 歩道：フラット形式 新設 側溝あり

本様式は、申請の際に御利用いただける簡易様式です。（様式を指定するものではありませんので、自作図面での申請可能）  
また、申請内容によっては本様式では不足する部分もありますので、事前に道路管理課へ御相談ください。

## 現況平面図 / 計画平面図 歩道：フラット形式

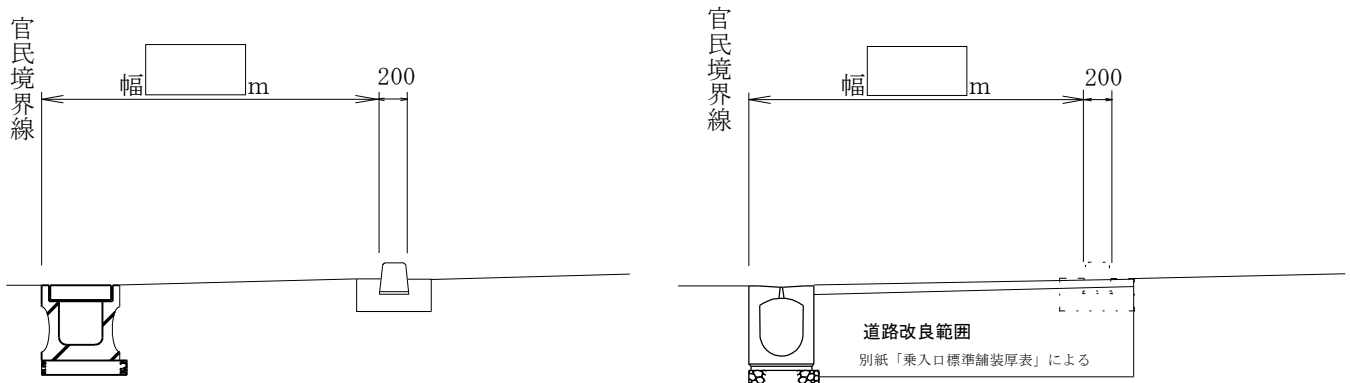
※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



## 現況断面図

## 計画断面図

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。

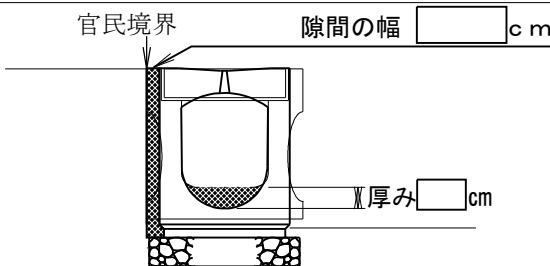


側溝工事内容は、以下内容を現場条件に併せて選定すること。（選定した内容の番号を ○ で囲むこと。）

- 1 車道横断用側溝(T-25)へ入替えをすること。
- 2 側溝補強(既設側溝両側10cmコンクリート打設)+側溝蓋を車両横断用へ交換。（蓋の厚みは13cm以上を原則とする）
- 3 上記により難しい場合は、道路管理者と協議すること。

## 側溝詳細図(重ね図など)

※下記図面の □ 内に寸法を記入し、添付必要図面を添えて申請してください。



施工条件 下記施工条件を確認し、□にチェックを付けて申請すること。

- 下記の内容について遵守し、申請書のとおり施工する。（変更が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議する）
- ・ 既設側溝との接続部分(上下流部)は、モルタルで滑らかにすり付けを行う。
- ・ 原則入替え側溝は、既存側溝の流心に併せて設置する。
- ・ 官民境界との隙間は、無収縮モルタル等で充填する。
- ・ 側溝の敷高は既存側溝の上下流に併せて施工し、排水の流れを阻害しない。（敷調整コンクリート）
- ・ 側溝の天端は周辺側溝の天端高に併せて設置し、段差が生じないように施工する。
- ・ 上記内容により難しい場合は、道路管理者と協議する。

## 施工条件

下記施工条件を確認し、□にチェックを付けて申請すること。

- 下記の内容について遵守し、申請書のとおり施工する。（変更が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議する）
- ・ 車両出入口の舗装構成は、別紙「乗入口標準舗装厚表」を遵守する。
- ・ 横断勾配は現況合わせとし、雨水排水の路面勾配を確保すること。
- ・ 歩車道境界ブロックは、ブロックごと撤去する。
- ・ 車道部の掘削を伴う場合は、舗装範囲や復旧構成について道路管理者と協議し、図面に明記する。
- ・ 上記内容により難しい場合は、道路管理者と協議する。

◎道路工事施工承認内容確認表(チェックリスト)

1. 歩道切下げ工事(車両乗入れ工事)用

※太枠内のみ確認して提出下さい。

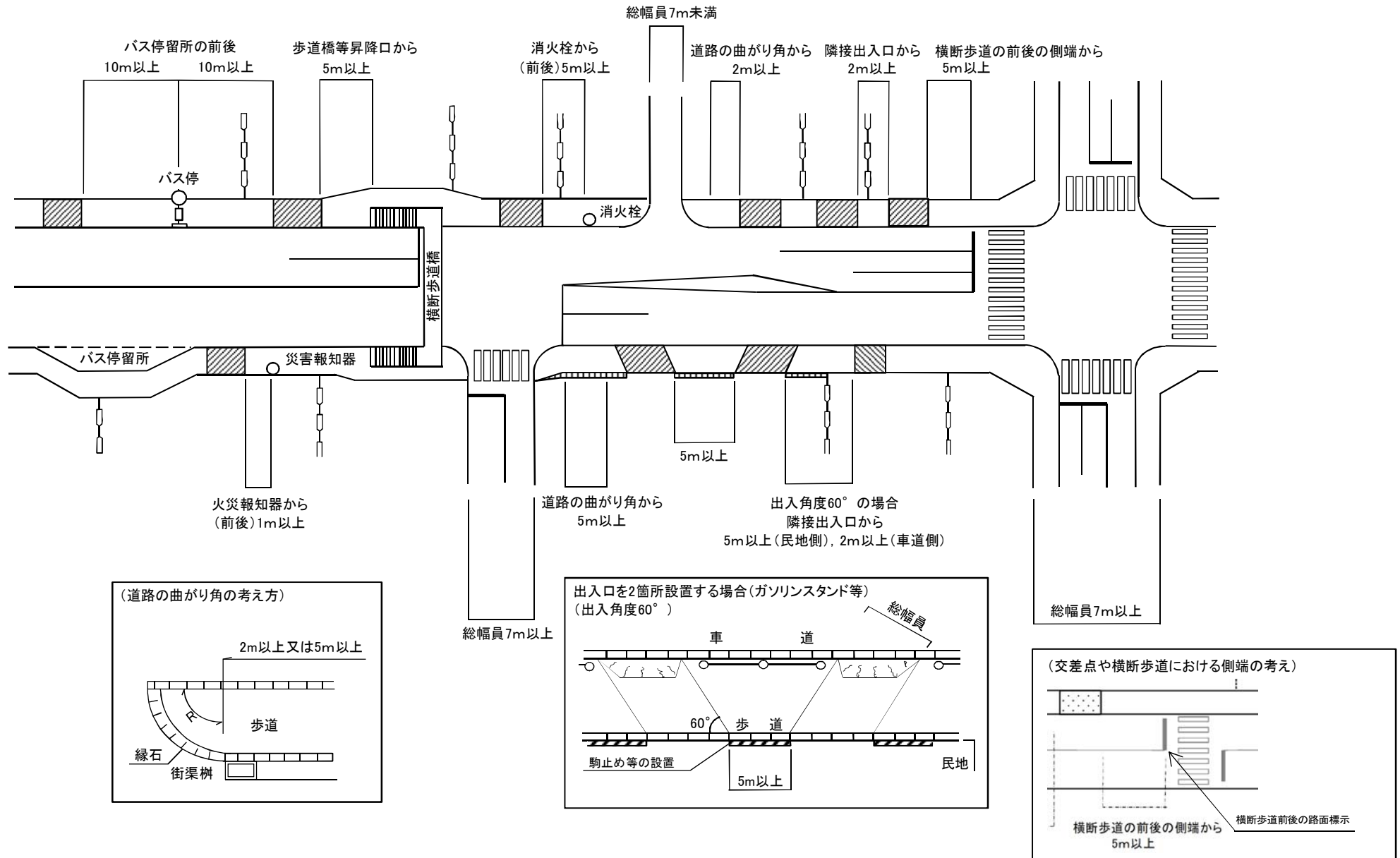
↓担当課で確認しますので、記載しないで下さい。

↓該当する箇所のみチェックボックスに☑し、確認項目へ進む

No.	項目内容	該当有無	確認項目 (確認できたら、チェックボックスに☑)	申請者 チェック欄	担当課 チェック	担当課 確認項目
1	申請書類	<input type="checkbox"/>	施工場所は市道か法定外道路(水路)か (市道の場合、市道番号を申請書に記載しているか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市道 号線 <input type="checkbox"/> 法定外道路 <input type="checkbox"/> 法定外水路
2		<input type="checkbox"/>	申請書類はそろっているか <input type="checkbox"/> 位置図・案内図 <input type="checkbox"/> 現況平面図・計画平面図 <input type="checkbox"/> 計画断面図 <input type="checkbox"/> 構造図 <input type="checkbox"/> 写真(工事範囲分かるように明示) <input type="checkbox"/> カタログ(構造物関係のみ) <input type="checkbox"/> その他必要書類( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	現場条件	<input type="checkbox"/>	工事に当たり、影響する施設などはあるか <input type="checkbox"/> バス停 <input type="checkbox"/> カーブミラーや標識 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 横断歩道などの路面表示 <input type="checkbox"/> マンホール等の埋設物 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	車両出入口	<input type="checkbox"/>	乗入れ幅、箇所数、構造などは基準とおりか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 乗入幅( m) <input type="checkbox"/> L型側溝 <input type="checkbox"/> : 1箇所 <input type="checkbox"/> : 2箇所(特別な場合)
5		<input type="checkbox"/>	不要となった既存車両乗入口がある場合は、申請者の負担により切上げ復旧等の現状回復をするように申請図面に記載しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 閉鎖の範囲・構造
6		<input type="checkbox"/>	特殊車両の出入り箇所等は、軌跡図を添付しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 軌跡図(有・無)
7	側溝	<input type="checkbox"/>	既設側溝との接続は問題ないか (既存寸法と新設側溝の重ね図を記載しているか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	側溝入替えや既存側溝の補強等の施工方法は基準とおりか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	補強コンクリートの民地内設置について土地所有者及び使用者に同意を得ているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※書面による同意書は不要
10		<input type="checkbox"/>	水抜き穴の移設が必要な場合、移設位置等について担当課と協議しているか (既存開口部の閉鎖、水抜き穴が設置される箇所の側溝はグレーチング蓋へ変更など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 閉鎖 <input type="checkbox"/> グレーチング蓋への変更

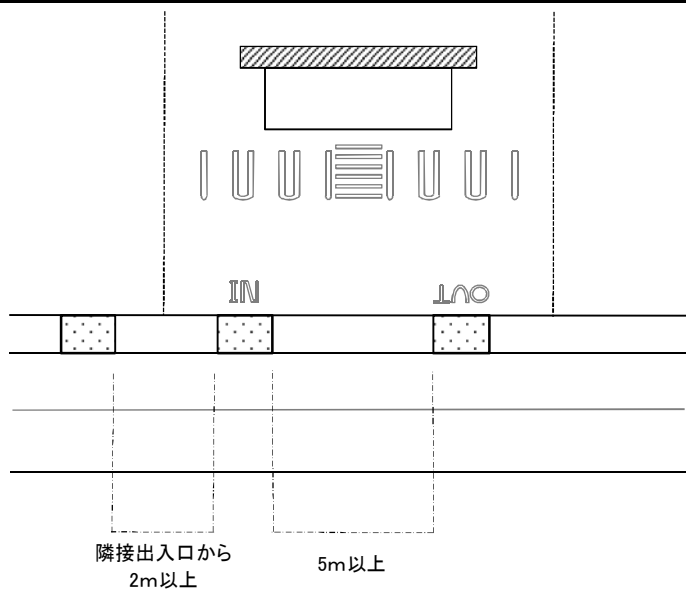
※ 別途管轄の警察署へ道路使用許可の申請をすること。

【参考図】 車両出入口の設置箇所の考え

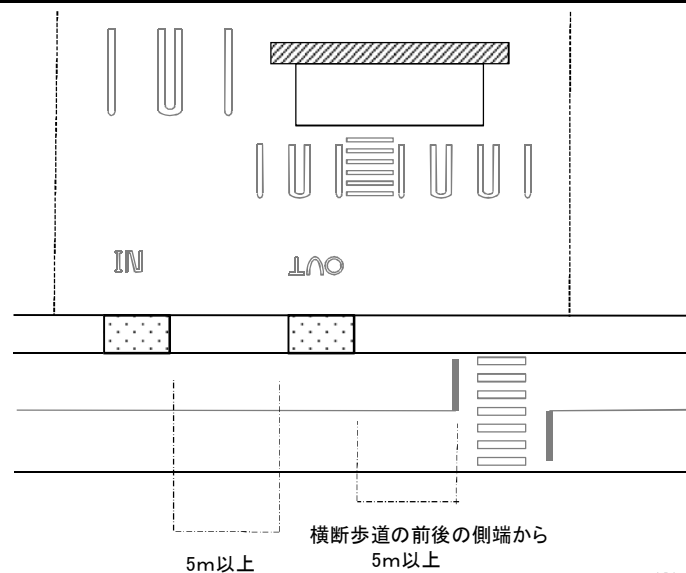


参考図 店舗における車両出入口の設置箇所の考え

一般的な小売店舗の場合

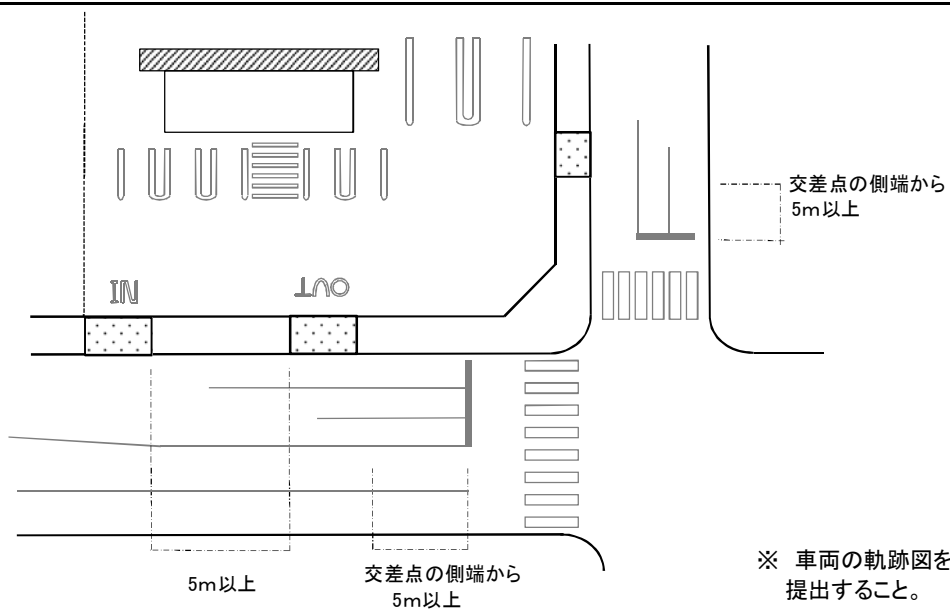


大型車両の乗入れを見込む小売店舗の場合



※ 車両の軌跡図を提出すること。

大型車両の乗入れを見込む店舗(角地)の場合



※ 車両の軌跡図を提出すること。